

関西広域防災計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 南海トラフの巨大地震や近畿圏直下型地震、原子力発電所事故等の発生による大規模広域災害に対し、関西がとるべき対応方針や具体的な連携体制とその体制の構築のために広域連合等が実施する事務を定めた関西広域防災計画「関西防災・減災プラン」について検討するため、「関西広域防災計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関西防災・減災プランの検討に関すること。
- (2) その他関西防災・減災プランの作成にあたって必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表1，2に掲げる委員及び団体・機関のオブザーバー（以下「委員等」という。）をもって充てる。

- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員のうちから副委員長を指名する。
- 4 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、第1回委員会の招集については、関西広域連合広域防災局長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員等以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会にその所掌事務について、委員等を補佐し事務を推進するために、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事は、別表3に掲げる職にある者を充てる。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、幹事の互選によって定める。
- 5 幹事長は、幹事のうちから副幹事長を指名する。
- 6 オブザーバーは、幹事会に出席することができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、その所掌事務に関する専門的な検討を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員長の指名する者をもって充てる。
- 3 専門部会の委員の任期は原則として2年以内とし、再任を妨げない。
- 4 専門部会の委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専門部会は、委員長が必要と認めるときに適宜開催するものとする。
- 6 専門部会には、委員、幹事及びオブザーバーのいずれの者も出席することができるものとする。

(謝金)

第8条 委員会の委員又は専門部会の委員（以下「委員」という。）が会議その他の委員会の職務に従事したとき及び委員長等が出席を求めた外部の専門家等が会議に出席したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員が会議その他委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したとき及び委員長等が出席を求めた外部の専門家等が会議に出席したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、実費とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、関西広域連合広域防災局広域企画課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年5月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年8月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。